（算定政令第四条の六第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の六　算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

算定政令第四条の六第一項第一号イ(2)の被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の六第一項第三号イ(2)の被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の六第一項第二号イ(2)の介護納付金賦課被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の六第一項第四号イ(2)の介護納付金課税被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(1)の介護納付金賦課被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(2)の介護納付金賦課被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(3)の介護納付金賦課被保険者の数	（略）
算定政令第四条の六第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	（略）

（算定政令第四条の五第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の五　算定政令第四条の五第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

算定政令第四条の五第一項第一号イ(2)の被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の五第一項第三号イ(2)の被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の五第一項第二号イ(2)の介護納付金賦課被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の五第一項第四号イ(2)の介護納付金課税被保険者の総数	（略）
算定政令第四条の五第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第二号ロ(1)の介護納付金賦課被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第二号ロ(2)の介護納付金賦課被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第一号ロ(3)の介護納付金賦課被保険者の数	（略）
算定政令第四条の五第一項第三号ロ(1)の被保険者の数	（略）